

廃棄物海洋投入処分許可申請書

南漁第282号
令和3年10月6日

環境大臣 山口 壯 殿

申請者

住 所 千葉県館山市北条402-1

氏 名 千葉県南部漁港事務所長 和田 市雄

（法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに住所）

第10条の6第1項 船 舶
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第18条の2第1項 の規定により、~~海洋施設~~ からの
廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類		一般水底土砂：和田漁港における港内泊地及び航路浚渫によって発生する水底土砂で海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第5号口の政令で定める基準に適合するもの。 （詳細は別紙-1のとおり）
※許可の年月日		年 月 日
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2021年許可日～2026年11月30日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 25,520m ³
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2021年許可日～2022年11月30日 5,104m ³ 2022年12月1日～2023年11月30日 5,104m ³ 2023年12月1日～2024年11月30日 5,104m ³ 2024年12月1日～2025年11月30日 5,104m ³ 2025年12月1日～2026年11月30日 5,104m ³
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定するIV海域内の、以下の点を中心とする半径300mの海域。 北緯 34° 59' 47" 東経 140° 10' 20" （詳細は別紙-2のとおり）
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年9月22日環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施し、航行中に排出しない。 （詳細は別紙-3のとおり）
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり
	監視の頻度	別紙-4のとおり
備考		
1 ※の欄には記入しないこと。		
2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

